平成30年度特定健診保健指導に関する研修（保健指導初任者編）実施要領

１　目　的

　　特定保健指導制度の仕組みを理解し、対象者の健康に関する関心を高め、行動変容につなげる保健指導を行うことができる保健指導実施者を育成する。

２　主　催

　　新潟県

３　対象者

次のアからウのいずれかに該当する経験年数１～２年目程度の者、又は平成24年度から平成29年度までの特定健診・保健指導実践者養成研修（第１回、第２回）の受講者（実践者）で、未受講の研修がある者。

　ア　医療保険者の健診・保健指導に従事する者

　イ　市町村衛生部門等において生活習慣病予防対策を担当する保健師、管理栄養士等

　ウ　健診・保健指導事業の委託先となる民間事業者等で、健診・保健指導に従事する者

４　研修定員

１００名

５　研修目標

　（１）保健指導全般に関わる能力

　　・特定健診・保健指導の理念、目的、制度を理解することができる。

　　・健診データや問診等から対象者を理解することができる。

　　・対象者の生活背景を踏まえ、前向きな自己決定を促すことができる。

　（２）個々の生活習慣に関して指導できる能力

　　・食生活、身体活動・運動、たばこ、アルコール、歯の健康に関して指導できる。

　（３）よりよい保健指導を行うための能力

　　・自らの保健指導を評価し、保健指導方法を改善できる。

６　研修プログラム

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 研修方法 | 習得能力 | 学習内容 | 時間数 |
| 講義 | 保健指導全般に関する能力 | 特定健診・特定保健指導の理念・制度・仕組み特定保健指導の流れ生活習慣病やメタボリックシンドロームに関する知識 | 250 |
| 個々の生活習慣に関して指導できる能力 | エネルギー収支を改善するための保健指導（食生活、身体活動に関する保健指導の実際） | 150 |
| 喫煙・飲酒習慣者への保健指導（喫煙、アルコールに関する保健指導の実際） |
| 歯の健康への保健指導 |
| 講義・演習 | よりよい保健指導を行うための能力 | 初回面接に関すること | 180 |
| その他 | 情報提供等 | 40 |
| 合計時間 | 620 |

　※この研修プログラムは、国の「健診・保健指導の研修ガイドライン（平成30年４月版）」に沿ったものであり２日間で実施する。

７　実施日時・会場及び内容

　　別表「平成30年度新潟県特定健診・保健指導に関する研修（保健指導初任者編）日程表」のとおり。

８　修了証書の発行

　　研修の全日程を修了した者に、修了証書（様式１）を発行する。ただし、当該年度に全日程を受講できない場合には、翌年度に未受講分を受講することで修了とみなし、修了証書を発行する。

　　なお、平成30年度からの研修体制変更に伴う経過措置として、平成24年度から平成29年度までの「特定健診・保健指導実践者養成研修（第１回、第２回）」で未受講の研修がある実践者（未修了者）については、申出及び「研修修了課目表」の提出により研修の一部を受講済みとみなし、未受講分を本研修で受講することで修了証書を発行する。経過措置は平成31年度まで（２年間）とする。

９　修了者名簿の作成

　　修了者については、修了証の写しを保管するとともに、修了者名簿を作成し管理する。

なお、個人情報については、新潟県個人情報保護条例に基づき取り扱うこととする。